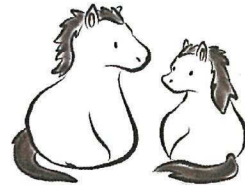


御開自治区会のHPは上のQRコードで閲覧できます。↑

**明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。**

昨年12月の理事会を休会としたことで1月のおひらきつうしんは休刊とさせていただきます。遅ればせながらの新年のご挨拶です。自治区会活動にご理解とご協力を賜りますよう本年も宜しくお願い致します。



近年は年末・年始に大きな事故や災害が発生して、被害者や被災者の皆様を思うと心穏やかではありませんでした。多くの火災は火の取り扱い不注意が原因と思われます。皆様におかれましては、くれぐれも火の取り扱いにご注意いただきますよう、宜しくお願いいたします。

**I. 地域からの要望・回答**

	地域からの要望	関係機関との折衝状況・回答
1	御開4丁目・5丁目域内の生活道路 時速30kmの法令順守について	本城交番に 運転者へのマナー啓発を依頼しています。
2	本城公園199号線沿い歩道の除草について	まちづくり整備課による 対応済を確認しました。
3	本城公園第2駐車場前の 歩道上フェンス整備について	まちづくり整備課による 対応済を確認しました。
4	御開5丁目域内空き家の長枝剪定について	関係者から 近日伐採予定の連絡を受けています。
5	大字本城域内の ごみステーション管理の相談について	利用者へのマナー周知と 皇后崎環境センターとの連携強化を伝えました。

※ 地域のお悩み、困りごとがありましたら、町会長までご連絡ください。

**II. 行事予定**

① **理事会**（毎月第4日曜日 19:00～御開公民館にて開催）

全町会長および自治区会役員により、理事会を開催しています。

次回：令和8年2月22日(日)

※1月25日は令和8年定例総会の開催日程を協議し、総会の準備について代議員の選出等を依頼しました。定例総会は令和8年4月12日(日)開催の予定です。

**III. お知らせ**

① **本城交番だより**

	令和7年12月中(12/1～12/15)	令和8年1月中(1/1～1/20)
交通事故件数	物件事故26件、人身事故1件	物件事28件、人身事故6件
犯罪発生件数	犯罪発生件数0件	自転車盗1件、その他盗難2件

※本城交番だよりより引用

② **八幡西区災害発生状況( )内前年同月比**

	令和7年11月30日現在	令和7年12月31日現在
火災	40発生(△6件)、 火災による死者0人△6人、負傷者5人△3人 11月中の火災状況3件発生、 うち建物火災1件、車両火災2件	42件発生(△12件)、 火災による死者0人△8人、負傷者5人△4人 12月中の火災状況2件発生、 うち建物火災1件、その他火災1件 12月中の負傷者0人、死者0人
救急	13,185件(+33件)	14,489件(△103件)

**2025年度 全国統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」**

② **年末防犯夜間パトロールを実施しました**

12月26日(金)19:00より年末恒例の御開地域夜間パトロールを実施しました。

年末のお忙しい中、地域の有志の方々17名に加えて、折尾警察署本城交番からお二人の警察官の方に応援いただきました。警察官の方からの貴重な講話の後、パトロールの同行をいただき、御開上・学研台方面と礎地方面の2班に分かれてパトロールしました。火災件数が増えています。くれぐれも火の用心をお願いします。



③ **御開自治区会主催の関連団体との地域交流会を開催しました**

12月20日(土)に、日頃から御開自治区会活動にご理解とご協力をいただいている関連諸団体の皆さんとの情報交換の場として、地域交流会を開催しました。

関連諸団体、町内会長、および、自治区会役員の皆さん計35名が参加しました。

顔を合わす機会が少ない関連団体の皆さんと有意義な情報交換ができたものと思われま。

**IV. トピックス**

① **令和8年1月1日から「林野火災に関する注意報」の制度が始まっています!**

種類	火の使用制限	罰則
林野火災に関する注意報	努力義務	なし
火災に関する警報	義務	あり(30万円以下の罰金または拘留)

**林野火災に関する注意報【新設】**

火災予防上「注意」が必要な気象状況で発令。火の取り扱いに注意を促します。

**火災に関する警報【従来から】**

火災予防上「危険」な気象状況で発令。火の取り扱いに制限が課せられます。

火災に関する警報発令中は、

**守るべき5つの「火の使用制限」に違反すると、30万円以下の罰金または拘留が課せられます。ご注意のほど宜しくお願いいたします。**

**発令されたら守るべき5つのこと(「火の使用制限」)**

- ①山林・原野での火入れをしない 農業目的などでの火入れも対象です。
- ②煙火を消費しない (花火をしない)
- ③屋外で、火遊び・たき火をしない
- ④燃えやすい物の近くで喫煙しない
- ⑤残火・吸い殻を完全に始末する

**たき火・枯草の焼却などは消防署に届け出を!!**

たき火、どんど焼き、農業などを営むための焼却を行う場合は、消防署長に対し、事前の届出が必要です。この届出は消防署が行為を把握し、周囲から火災と間違えられないようにするための届出です。ただし、通報を受けた場合は消防署が現場確認を行うことがあります。



**林野火災の主な原因は「人」によるもの**

たき火・火入れ、放火(疑いを含む)、たばこなどが大半を占めます。



**乾燥・強風に注意**

空気が乾燥し、強風が吹く冬から春の季節は、林野火災の発生が多くなります。

② **古着回収事業 令和7年度実績：1,950kg**

資源の再利用に大変役立っています。今後とも宜しくお願いいたします。